

解決事項

五月以来ニ割五分ノ減給ヲナシ十月ヲ以テ打切り以後ハ絶對ニ減給セズ

一 未拂給料ハ百十兩ヲ即金トシテ給入金ハ毎月百兩宛  
支拂フ

(協同會労働課)

(協同會労働課)